

基山町立保育所等基本設計業務 公募型プロポーザル実施要領

平成 30 年 5 月

基山町こども課

1. 募集の趣旨

基山町立保育所の園舎は、昭和50年3月に竣工し約43年を経過しています。平成19年度に実施した耐震診断では適切となっているものの、経年による劣化は年々進行しており大規模改修による長寿命化にも限界となっています。

また、本町として、平成27年4月にスタートした「子ども・子育て支援新制度」に基づく「基山町子ども・子育て支援事業計画」に掲げた保育の質と量を確保していく必要もあります。

そのような背景を踏まえ、町の保育所整備について、平成29年11月に「基山町保育所整備基本構想」を策定し、町の子どもたち一人ひとりに対するきめ細かなサービス、財政状況等を総合的に判断し、基山町立保育所の建て替えについては、基山町立保育所1園、民間保育所1園の2園で整備することとしています。

基山町立保育所は平成32年4月に開所、民間保育所は平成31年4月に開所することとし、民間保育所を1年先に開所することにより、現基山町立保育所からの園児の引き継ぎ等スムーズな移行を行う予定としています。

平成32年4月に開所予定の基山町立保育所は、町の子育て支援を担う基幹系的保育所としての機能を有し、現在までの地域との繋がりを引き継ぎ、活かしながら、地域社会の関係機関・団体や住民との連携・協働のなかでその特性を生かし、役割を発揮していくことが求められています。

そのため、子育て世代が気軽に訪れることができる子育て交流広場も併せて設置し、子育て支援の充実を図ることとしています。

この度、基山町立保育所等基本設計業務について、公募型プロポーザル方式により広く提案を求め、柔軟な発想力と豊かな創造力、設計能力、豊富な経験等を有し、本業務に最も適した候補者を選定するための募集を行います。

2. 基山町立保育所等建設事業計画

(1) 基山町立保育所等建設事業の概要

項目	概要
用途	認可保育所等
建設場所	地番 : 基山町大字宮浦761番地1外4筆 面積 : 6,054㎡ 地目 : 畑等 都市計画区域 : 市街化調整区域 建ぺい率 : 60% 容積率 : 100%
施設規模	基本設計において目安とする延床面積は、1,600㎡程度とし、耐震、耐火に優れた強固な建物で原則平屋建てとする。 ①保育所 1,000㎡程度 ②子育て交流広場（子育て支援拠点事業） 320㎡程度 ③共用スペース280㎡程度 ④屋外施設（プール、園庭等）※プールは現園舎と同等以上 ⑤駐車場は利用者用20台、職員用20台程度 ※①から③の詳細は「7. 所要施設」参照

(2) スケジュール

基本設計	平成30年 7月～平成30年11月
実施設計・造成	平成30年10月～平成31年 3月
建設工事	平成31年 5月～平成32年 2月

3. 委託する業務の概要

(1) 業務名 基山町立保育所等基本設計業務委託

(2) 業務内容

ア 基山町大字宮浦761番地1外4筆に整備する基山町立保育所等建設工事に伴う基本設計業務

イ 現況測量等測量業務

ウ 地質調査業務

エ 開発申請手続き業務

オ その他基本設計に伴う、意見交換会等補助業務

※アからエについては別添特記仕様書参照

(3) 提案書の見積上限額

ア 14,700千円程度 ※基本設計予算額を超える場合は、候補者として選定しません。

イ 建築予定金額 500,000千円程度

(4) 委託期間

契約締結日の翌日から平成30年11月30日まで

(5) その他の業務

基本設計事業者決定後、基本設計は選定業者と随意契約で行うが、その後の業務の実施設計等は入札を予定している。

ただし、基本設計時における設計意図を実施設計に的確に反映できない恐れがある場合及び開発申請に伴う事務に支障をきたす場合等は、業務遂行のため必要な事項について協議し、一定の条件等を付して随意契約を行う場合がある。

4. 建設予定施設及び箇所

(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定に基づく認可を受けて平成32年4月に開所する認可保育所等（※注1）

（※注1）等には子育て交流広場（地域子育て拠点事業）を想定

(2) 建設予定箇所 建設予定地調書（別紙1）参照

(3) 参考資料 基山町保育所整備基本構想（平成29年11月基山町作成）
地域子育て支援拠点事業実施のご案内（厚生労働省発行）

5. 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 同種業務（認可保育所等）の施設又は同規模施設（1,000 m²以上、倉庫は含まない）の基本設計業務等の業務実績があること。（様式第4号）
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。ただし、入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。
- (4) 民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け支払いが不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全請求が常態となったと認められる者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

6. 参加者等の条件

参加者は、単体企業または設計共同企業体（以下「設計JV」という。）とし、設計JVの場合は、少なくとも設計JVの構成員の1者は県内事業者（県内に主たる営業所を有する企業をいう。）とする。

(1) 単体企業の場合

建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

(2) 設計JVの場合

- ア 設計JVの場合は、構成員全てが「5. 参加資格」を満たしていること。また、設計JVの構成員は、単体企業または他の設計JVの構成員として参加表明等の提出はできないものとする。
- イ 設計JVの場合は、特定設計業務共同企業体協定書（以下「協定書」という。）の写しを提出し、参加資格があると認められた者であること。

(3) 総括責任者（一級建築士であること）及び各分野の担当主任技術者※1はそれぞれ1名ずつ専任で配置すること。

※1 担当主任技術者

担当業務分野	業務内容
総括	建築物の意匠に関する設計並びに構造、電気機械に関する設計をとりまとめる設計
電気設備	建築物の電気設備に関する設計
機械設計	建築物の給排水衛生設備、空調換気設備に関する設計

7. 所要施設

(1) 定員126人程度（面積要件144人程度）

ただし、保育の内訳は以下の人数程度とする。

年齢	0歳児・1歳児	2歳児	3歳児・4歳児・5歳児	合計
想定人数（人）	42	21	63	126
受け入れ可能人数（人）	48	24	72	144

(2) 保育所

保育部門における所要室は、以下のとおりとする。

所要室	要件
保育室 屋内遊戯室 含む	<ul style="list-style-type: none"> ・0歳児から5歳児126人程度（認可）144人程度まで受け入れ可能施設 ・面積基準（参考）0歳から1歳児：3.3㎡/人 2歳から5歳児：1.98㎡/人 ・近くに、手洗い施設・幼児用トイレを設けること。 ・各部屋に年齢に応じた園児用ロッカー、布団及び遊具等の収納スペースを設けること
調乳室	乳児の保育室に隣接してもうけること
トイレ (乳幼児用)	乳幼児用便器（男女用）、汚水槽、シャワーの設備を設けること
トイレ (大人用)	男女別に設けること
もく浴室	保育室に近接して設けること※トイレ内への設置も可
事務室	保育所・子育て交流広場事務所が共有で利用できるスペースとし、10名程度が利用することを想定して配置すること
更衣室	事務室に近接すること
医務室・相談室	職員室内もしくは近接して配置すること
給食調理室	0歳児から5歳児：183食程度（園児144人、連携施設19人、職員20人） ※連携保育所があるため、配送しやすい場所に配置すること
ランチルーム	子育て交流広場と共有で利用できるよう配置し、給食調理室と隣接すること ※90㎡程度
倉庫	遊具等収納できるスペースを設けること

(3) 子育て交流広場

子育て交流広場における所要室は、以下のとおりとする。

交流広場	子育て交流広場とランチスペース（乳幼児用）を配置し、併せて110㎡程度とし一体的に整備すること ※交流広場90㎡程度、ランチスペース20㎡程度
会議室・活動スペース ※屋内遊戯施設との併用可	少人数でも利用できるように1部屋の面積は考慮し、3部屋以上設置すること。また、併せて利用できるよう配置を工夫することし、保育室等への転用可能な施設とすること。

交流スペース	利用者同士が交流出来るスペースの内容は提案者任意とする。 ※想定事業（カフェ・飲食スペース・コミュニケーションスペース等）
一時保育室	保育所と子育て交流広場との共同運用を想定していることから、保育所が休みの場合でも利用できる配置とすること ※60㎡程度

（４）共用スペース

共用スペースの想定は、以下のとおりとする。

共用スペース	玄関・廊下・トイレ・倉庫等
--------	---------------

8. 応募手続きについて

（１）全体スケジュール

公募開始（実施要領の公表）	平成30年5月14日（月）
参加表明書受付期間	平成30年5月14日（月）～ 平成30年5月29日（火）
現地説明	随時
参加表明に関する質問期間 ※回答書は質問受付後、2日以内にホームページに掲載する。	平成30年5月14日（月）～ 平成30年5月25日（金）
第1次審査	平成30年5月31日（木）
参加資格及び第1次審査結果通知書送付	平成30年6月1日（金）まで
技術提案書受付期間	平成30年6月4日（月）～ 平成30年6月22日（金）
技術提案に関する質問期間 ※回答書は質問受付後、2日以内にホームページに掲載する。	平成30年6月4日（月）～ 平成30年6月19日（火）
技術提案プレゼンテーション及び第2次審査	平成30年6月26日（火）
審査結果通知	平成30年6月下旬

（２）参加表明の手続き

- ア プロポーザルへの参加表明者は、提出書類一覧記載の該当書類を提出すること。
- イ 提出期限 平成30年5月29日（火）17時まで
- ウ 提出先 「14. 質問等及び各種書類等提出先」に同じ
- エ 提出方法 持参又は郵送（提出期限までに必着のこと。）
- オ 提出部数 各17部（原本1部、写し16部 会社概要パンフレットは1部提出）

(3) 参加表明書類

提出書類	様式
参加表明書 (設計JVの場合は、設計共同企業体協定書の写しを添付すること)	様式第1号
業務実施方針	様式第2号
設計事務所の概要	様式第3号
設計事務所の主要業務実績書	様式第4号
総括責任者の主要業務実績等	様式第5号
各担当主任技術者の主要業務実績等	様式第6号
総括責任者の手持業務量	様式第7号
協力事務所の概要	様式第8号

(4) 参加表明者の参加資格要件を審査し、審査結果等を次のとおり通知する。

ア 結果通知日 平成30年6月1日(金)まで

イ 通知方法 参加表明を行った全ての者に参加資格審査結果通知書により結果を郵送する。また、取り急ぎファックス又は電子メールにて結果を送信する。
参加資格を有すると認められた者にはプロポーザル企画提案書等の提出を依頼する。

ウ その他

- ① 提出書類の返却は行わないものとし、今回のプロポーザル以外の目的で提出書類の利用はしない。
- ② 参加表明書の提出後に辞退する場合は、平成30年6月12日(月)17時までには提出すること。原則として、この辞退届の提出期限後の辞退は認めない。
- ③ 必要により、町から追加資料や電子媒体の提出を求めることがある。
- ④ 応募に伴う費用の一切は、応募者の負担とする。

9. 技術提案書等の提出

(1) 提出書類一覧(第1次審査通過者のみ)

提出書類	様式
技術提案書	様式第9号
課題に対する技術提案	様式第10号
業務実施計画	様式第11号
設計業務見積書	様式第12号

(2) 技術提案書の課題のテーマ

技術提案書は、下記アからウの内容を踏まえて、5項目の課題テーマに対する提案とする。

- ア 基山町保育所整備基本構想中の基本コンセプトに対する考え方(使いやすさ、入りやすさ、親しみやすさ)
- イ 業務実施の取り組み体制(視覚的工夫、連絡体制、工程計画、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項等)
- ウ 基山町保育所整備基本構想中の平成29年5月22日付基山町立保育所建設等について(答申)を踏まえること

エ 課題テーマ

項目	内容
子ども達の安全確保と親が安心して預けることができる保育所の提案	<ul style="list-style-type: none"> ・安全性を確保した建物の配置、敷地の利用提案 ・各種災害対策と災害発生時の保育についての提案
地域の人々との交流や限られた敷地面積と敷地形状を活かした保育活動についての提案	<ul style="list-style-type: none"> ・園庭の一部として法面や周囲の森林等の活用方法への提案 ・行事の際の施設の使用方法や隣接施設の活用についての提案 ・地域との交流機能等の提案 ・敷地を有効利用した駐車場配置の提案
保育需要の変動に対応した施設利用の提案	<ul style="list-style-type: none"> ・保育の受け入れ人数の変動に対応した保育の実施への提案 ・屋内遊戯場や会議室・活動スペースの有効活用への提案
保育所と子育て交流広場の共同運用への提案	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所事業と子育て交流広場を共同で運用するための配置・動線等の提案 ・保育所事業の安全性の確保（保育以外の利用者対策）への提案
コスト削減についての提案	<ul style="list-style-type: none"> ・造成、建設費用の削減提案 ・LCCの低減に資する提案

10. 現地説明

プロポーザルの実施にあたり、現地の確認を行いたい場合は、下記日程に限り現地にて説明を行う。

(1) 説明の概要

- ア 日 時 平成 30 年 5 月 14 日（月）から平成 30 年 5 月 21 日（月）まで
午前 9 時から午後 4 時までの間、1 時間程度（予定）
- イ 説明内容 町の方針、現地確認等
- ウ 申込方法 電話、メール等で予定を確認の上申込を行うこと

11. 選定の概要

プロポーザル審査は、次のとおり第 1 次審査と第 2 次審査の 2 段階で行うこととし、第 1 次審査で最大 7 者を選定し（以下、「第 1 次審査選定者」という。）第 2 次審査で第 1 次審査と合わせて総合的に評価し、最優秀者を選定する。

(1) 審査実施者

第 1 次審査及び第 2 次審査は基山町立保育所等基本設計業務プロポーザル選定委員会（以下「審査委員会」という。）が実施する。

審査委員会は、学識経験者を含む委員 12 人以内で組織する。

（委員構成 ①学識経験者②町民の代表者③公募の者④行政関係者⑤保育従事者の代表者 等）

(2) 第 1 次審査（50 点）

- ア 審査方法 審査委員会は、事務局の事前審査を基に参加資格要件を満たした者の中から第 1 次審査評価基準で採点した上位 7 者を選定し第 1 次審査選定者に技術提案審査の要請を行う。

イ 審査内容 第1次審査の審査項目は次のとおりとする。

評価項目	評価事項	配点
業務の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・業務実施方針の妥当性、設計方針、 <ul style="list-style-type: none"> ①基山町保育所整備基本構想中の基本コンセプト（使いやすさ、入りやすさ、親しみやすさ）や業務への取り組み体制 ②設計チームの特徴 ③特に重視する設計上の配慮事項 ・基山町保育所整備基本構想の理解度 <ul style="list-style-type: none"> ①公立保育所の役割についての理解 ②基幹系保育所として子育て支援の拠点の一部を担う周辺施設との連携を考えた施設整備についての理解 	10
設計事務所の能力	技術者数、有資格者数	10
総括責任者及び各担当技術者の能力	総括責任者及び各担当技術者の資格、総括責任者及び各担当技術者の実績	20
総括責任者の専任性	手持ち業務件数	10
合計		50

ウ 審査結果の通知

審査結果は、参加資格及び事前審査を合わせて第1次審査結果とし参加者全員に送付する。
 なお、第1次審査選定者7者に対しては技術提案審査の要請を行う。

(3) 第2次審査（130点）

第2次審査は技術提案書の課題のテーマのプレゼンテーション（15分）及びヒアリング（20分程度）審査とする。

ア 日時 平成30年6月26日（火）（第1次審査選定者7者に別途通知）

イ 場所 基山町役場内

ウ 準備 プレゼンテーション審査にパソコン等の機器を使用する際は、審査対象者が準備することとする。ただし、それらを使用するための準備に要する時間は、プレゼンテーション審査開始5分以内とする。

エ 出席者 説明は、応募事業者の代表者又は、協力予定者の出席とし、それ以外のものは、事前に申し出た人数（5名以内）の入室を認める。

オ 公開 プレゼンテーション及びヒアリング審査は公開とするが、審査委員会は非公開とする。また、追加資料の提出は認めないものとし（ただし、審査委員会が必要と認めた追加・補正資料の提出は除く）、審査の経緯・内容に関する問合せには、一切回答しない。

カ 審査内容

審査項目	審査内容	審査の観点	審査事項	配点
課題 テーマ	園児の安全確保と保護者が安心して預けることができる保育所の提案	<ul style="list-style-type: none"> ・安全性を確保した建物の配置、敷地の利用提案 ・各種災害対策と災害発生時の保育についての提案 	<ul style="list-style-type: none"> ・テーマの理解度 ・課題の整理及び検討 ・独創性 ・実現性 	20
	地域の人々との交流や限られた敷地面積と敷地形状を活かした保育活動についての提案	<ul style="list-style-type: none"> ・園庭の一部として法面や周囲の森林等の活用方法への提案 ・行事の際の施設の使用方法や隣接施設の活用についての提案 ・地域との交流機能等の提案 ・敷地を有効利用した駐車場配置の提案 	<ul style="list-style-type: none"> ・テーマの理解度 ・課題の整理及び検討 ・独創性 ・実現性 	20
	保育需要の変動に対応した施設利用の提案	<ul style="list-style-type: none"> ・保育の受け入れ人数の変動に対応した保育の実施への提案 ・屋内遊戯場や会議室・活動スペースの有効活用への提案 	<ul style="list-style-type: none"> ・テーマの理解度 ・課題の整理及び検討 ・独創性 ・実現性 	20
	保育所と子育て交流広場の共同運用への提案	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所事業と子育て交流広場を共同で運用するための配置・動線等の提案 ・保育所事業の安全性の確保（保育以外の利用者対策）への提案 	<ul style="list-style-type: none"> ・テーマの理解度 ・課題の整理及び検討 ・独創性 ・実現性 	20
	コスト削減についての提案	<ul style="list-style-type: none"> ・造成、建設費用の削減提案 ・LCCの低減に資する提案 	<ul style="list-style-type: none"> ・テーマの理解度 ・課題の整理及び検討 ・独創性 ・実現性 	20
業務実施計画	実施手順		・実施工程	10
	全体計画		・各課題提案の整合性	10
設計見積書	見積金額		・見積金額の妥当性	10
合計				130

(4) 審査結果

審査結果は、プレゼンテーション審査実施後、3日を目途に全ての第2次審査参加者へ審査結果通知書により通知するとともに町のホームページ等にて公開する。

12. その他の事項

基山町立保育所等整備は平成32年4月の保育所開所に向けた事業である為、下記の事項については十分に注意し事業計画をたてること。

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 参加表明書等は、提出後の差し替えまたは再提出を認めない。
- (3) 技術提案書の提出は、それぞれ課題のテーマにつき1案とする。
- (4) 参加表明書等を提出したものが審査委員会委員、町職員、当該プロポーザル関係者と当該プロポーザルに関する不正な接触の事実が認められた場合は失格とする。
- (5) 応募者及び応募の関係者が、応募並びに保育所の開所までの一連の手続き、行為等において知りえた知識、情報等を本町の許可なく、他に漏らすことを禁じる。応募終了後においてもこの責めを負うことになる。
- (6) 次のいずれかに該当する場合は、審査の対象から除外する。
 - ア 応募書類が提出期限後に提出された場合（ただし、町が必要と認めた追加・補正資料の提出は除く）
 - イ 提出書類等に虚偽の記載があった場合
 - ウ 重大な違背行為があったと認められる場合
 - エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

13. 質問等及び各種書類等提出先

(1) 質問及び回答

参加表明書および技術提案書等の提出にあたり、質問がある場合は、次の要領で質問票を提出すること。

- ア 提出期限 全体スケジュールのとおり
- イ 提出方法 質問票（様式第13号）で電子メールまたはFAXで送信すること。
- ウ 注意事項 電話、口頭等による質問及び提出期限を過ぎた質問は受け付けないので注意すること。
- エ 回 答 回答書は質問受付後、2日以内にホームページに掲載する。

(2) 各種書類等提出先

〒841-0204 佐賀県三養基郡基山町大字宮浦 666 番地
基山町こども課 子育て支援係 （担当：今泉、石井、中村）
TEL 0942 (92) 7968 (直通) FAX 0942 (92) 7184
Email:kosodate-5@town.kiyama.lg.jp